

大麻取締法に規定する免許に係る処分基準

平成 22 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 大麻取締法（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 124 号。以下「法」という。）第 18 条に規定する大麻取扱者の免許を取り消す処分（以下「取消処分」という。）について、取消処分をするかどうかの判断をするために必要とされる基準を定める。

(取消処分の対象となる行為)

第 2 条 大麻取扱者が、次の各号のいずれかに該当したときに、取消処分を行うものとする。

- (1) 大麻取扱者が、法に規定される犯罪、又はその業務に関する犯罪によって有罪の判決を受けたとき
- (2) 大麻取扱者が、大麻を、その所持する目的以外の目的に使用したとき
- (3) 大麻取扱者が、大麻を吸食したとき
- (4) 大麻取扱者が行った法第 5 条第 1 項に規定する免許申請の内容に、虚偽等事実と異なる内容があったとき
- (5) 大麻取扱者が、大麻取扱者免許に付された条件に違反したとき
- (6) 大麻取扱者の過失により保管する大麻又は大麻の種子が盗取されたとき
- (7) 大麻の乱用等保健衛生上の危害が発生する恐れがあるとき

附 則

この処分基準は、制定の日から施行する。